

# 規模拡大のために農業用機械等の導入を検討されている 皆さまへ（農水省の補助金のご案内）

規模拡大のために農業用機械等の導入を希望する方の申し込みを受け付けます。希望する方は、現時点では令和4年度の要件を参考にお申し込みください。事業内容等は変更になる場合があります。

▼受け付けの条件(①および②を満たすこと)：①採択された場合は、金融機関から補助金額を超える融資を受けること ②農業収入総額から費用を控除した額に人件費を加算した額（付加価値額）が、マイナスでないこと

## A 通常タイプ

- 1) 補助率 事業費の3/10以内（限度額300万円）
- 2) 対象設備 農業用機械等（事業費が整備内容ごとに50万円以上、耐用年数5年～20年）
- 3) 対象者および採択について 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等（認定農業者・新規就農者等）が対象。5地区(木造・森田・柏・稲垣・車力)別のポイント制。次の(1)の1人当たり平均に(2)地区ポイントを加え地区別に高い順に採択。採択年度から3年後を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むこと。

### (1) 助成対象者ポイントと成果目標

#### ポイントの内容

- ①付加価値額の現状、拡大の目標 ②経営面積の拡大 ③経営管理の高度化(法人化等)
- ④新規就農(令和元年以降の認定就農者) ⑤農業者の育成(農業研修生の受入れ等) ⑥女性農業経営者

成果(必須)目標（3年度目を目標年度とし次表のアおよびイ～キのうち1項目以上を目標とすること）

ア 付加価値額の拡大に取り組む（必須）

イ 経営面積の拡大 ウ 農産物の価値向上 エ 単位面積当たり収量増加

オ 経営コストの縮減 カ 農業経営の複合化 キ 農業経営の法人化

※キを選択した場合は、イ～カのうち1項目以上を選択する必要があります。

### (2) 地区ポイント(担い手への農地集積、農地集積割合の増加)

## B 先進的農業経営確立支援タイプ

- 1) 補助率 事業費の3/10以内（限度額：個人1,000万円、法人1,500万円）
- 2) 対象設備 農業用機械等（事業費が整備内容ごとに50万円以上、耐用年数5年～20年）
- 3) 対象者および採択について 通常タイプに加えて、付加価値額の拡大、経営コストの縮減等目標が高くなります。

▼提出書類 見積書、カタログ、令和3年分農業確定申告(収入、経費、人件費、減価償却)等

※農業確定申告後、令和4年分も提出してください。

▼申し込み 12月22日(木)までに、農林水産課へお申し込みください。

▼留意事項 採択された場合、年度達成状況報告書、その根拠資料および作業日誌の提出と、農業用機械等には自然災害に対応した保険の加入（耐用年数の期間）が義務付けられます。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線413）

## 人・農地プラン集落座談会／農地中間管理事業説明会

農地中間管理事業は、経営規模を縮小する「出し手農家等」から農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）が農地を借り入れ、一定要件のもと規模拡大を目指す「受け手農家」にまとまった農地を貸し付けるものです。

市内にお住まいの方を対象に、人・農地プラン集落座談会および農地中間管理事業の説明会を合同開催しますので、ぜひご参加ください。

また、農地利用効率化等支援交付金(旧経営体育成支援事業等)、新規就農者育成総合対策事業、収入保険を申請予定の方についても、情報提供等を行いますので、お気軽にご参加ください。

日時 12月19日(月)10時～

場所 松の館 会議室B

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線412）

# 農地情報

11月1日現在

下記の農地について、受け手の方を探しています。価格等の条件は交渉できる場合もあります。

農地所在図面等もありますので、ご希望の方は農業委員会事務局の農地係までご連絡ください。

※価格は全て応相談

| 受付番号 | 区分 | 農地所在   | 地目 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 利用状況   |
|------|----|--------|----|---------------------|--------|
| 349  | 貸付 | 木造浮巢   | 田  | 2,267               | 水稻     |
| 557  | 貸付 | 木造平滝扇形 | 田  | 13,327              | 飼料用米   |
| 557  | 貸付 | 木造平滝扇形 | 田  | 17,403              | 水稻     |
| 557  | 貸付 | 木造平滝扇形 | 田  | 875                 | 自家消費作物 |

農地を貸したい方・借りたい方、売りたい方・買いたい方はご相談ください。



【問い合わせ先】  
農業委員会事務局農地係  
電話23-3622（直通）

## 入札参加資格審査申請を受け付けます(定期受付)

今年度は、建設工事（市内に本社を有する者のみ）および測量・建設コンサルタント等、物品・役務の提供の入札参加資格審査申請書の受け付けとなります。入札参加希望者は受付期間内に申請書類を提出してください。

申請書類の様式や申請方法など、詳細は市ホームページをご覧ください。

**受付期間** 令和5年1月4日(水)～2月28日(火)  
※閉庁日を除く。

**有効期間** 建設工事（市内に本社を有する者のみ）は令和5年7月1日から令和6年6月30日まで。測量・建設コンサルタント等、物品・役務の提供は令和5年7月1日から令和7年6月30日まで。

**提出方法** 原則、郵送または宅配便で提出をお願いします。

【提出・問い合わせ先】  
〒038-3192 つがる市木造若緑61-1  
つがる市財政部管財課契約検査係  
電話42-2111（内線335・336・337）

## 農業経営収入保険に加入しましょう

農業経営収入保険は、新型コロナウイルスや自然災害、価格の低下など、農業者の経営努力では避けられない、さまざまなリスクによる収入減少を補填します。

市では、収入保険への加入を促進し、農業者の負担を軽減するため、保険料の一部を補助しています。（令和5年度も実施予定）

▼対象者（以下の全ての要件を満たす個人または法人）：①つがる市内に住所を有する者 ②市税等の滞納が無いこと

▼補助金の額：収入保険の加入者が負担する掛け捨て保険料の10分の1以内（上限10万円）

※保険料が未納の場合は補助金を返還していただきます。

※決定した補助金の額よりも実績が上回った場合であっても、補助金の増額はありません。ご注意ください。

※補助金の額は令和5年11月末日を基準日として決定します。保険料に変更があった場合は早めに届け出してください。

▼事業実施期間：令和3年～令和7年（予定）

▼事業の流れ（個人申請の場合）

①収入保険加入申込（農業者→共済組合）

※令和5年度分の加入は令和4年12月末日までに共済組合に申込ください。

②補助金申請（農業者→つがる市）  
（市より申請書を加入者へ送付します）

③補助金交付（つがる市→農業者）

▼収入保険申し込み先：青森県農業共済組合 津軽支所（五所川原市大字金山字竹崎203-4）電話0173-33-1513

【問い合わせ先】農林水産課  
電話42-2111（内線413）

